



Title	Essays on Optimal Regulation Policy on Health Care Market
Author(s)	高原, 豪
Citation	大阪大学, 2019, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/72450">https://hdl.handle.net/11094/72450</a>
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、<a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">大阪大学の博士論文について</a>をご参照ください。

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 論文内容の要旨

氏名（高原豪）	
論文題名	Essays on Optimal Regulation Policy on Health Care Market (医療サービス市場における最適規制政策)
論文内容の要旨	
<p>第1章は、医療サービス市場の特徴についてまとめたものである。</p> <p>第2章は、固定された診療報酬の下で、公立病院と私立病院が医療サービスの質について競争しているとき、公立病院の民営化が各病院の質や公立病院の立地に与える影響について分析した研究である。本研究では、私立病院が金銭的な利得を最大化することを目的としているのに対し、公立病院は、金銭的な利得だけではなく、地域全体の患者の効用も考慮して、医療サービスの質と立地を決定すると仮定している。分析の結果、公立病院が立地の変更ができない短期において、公立病院を民営化することによって、全ての病院が質を改善させるが、公立病院の立地が変更できない長期においては、民営化に伴い私立病院の医療サービスの質が改善しうることを示した。また、民営化された公立病院がより郊外に立地する可能性があることを示した。更に、公立病院の民営化が経済厚生を改善しうることを示した。</p> <p>第3章は、保険者(医療保険運営者)と医師との間に非対称情報が存在する場合の最適な診療報酬について分析した研究である。本研究において、医師は患者のタイプ(重症度)を知ることができるが、保険者はそれを知ることができないものと仮定している。このとき、疾病ごとに異なる固定診療報酬制度(Prospective Payment Policy)と、出来高払い制度(Cost Plus Payment Policy)のいずれかが望ましいのかについて分析した。本研究によれば、出来高払い制度を導入することにより、患者の情報を引き出すための2種類のコスト(軽症患者に対する情報レントと、重症患者に対する費用削減努力の歪み)が発生することを示した。また、外生的な環境の変化が固定診療報酬制度の望ましさがどのように変化するのか分析した。</p> <p>第4章は、医療用医薬品(使用に際して医師の処方箋を要する医薬品)の広告について分析した研究である。米国では、消費者に対する広告(Direct-to-Consumer Advertisement)に自社製品名を含めることが許容されている(Product DTCA)が、日本ではそれが許容されておらず、疾病に関する啓蒙広告だけが許容されている(Enlightenment DTCA)。本研究では、製薬企業の利潤の観点から、多くの状況でProduct DTCAを規制したほうが望ましいが、消費者(患者)余剰の観点からは、広告に係る費用が大きいとき、Product DTCAを規制したほうが望ましいことを示した。</p>	

## 論文審査の結果の要旨及び担当者

氏名 ( 高原豪 )		
論文審査担当者	(職)	氏名
	主査 教授	石田潤一郎
	副査 教授	石黒真吾
	副査 教授	松島法明

## 論文審査の結果の要旨

## [論文内容の要旨]

本論文では医療市場において生じる様々なインセンティブ問題に焦点をあて理論的な分析を行っている。本論文は4つの章から構成され、第1章では、医療サービス市場の特徴について概観している。

第2章は、固定された診療報酬の下で、公立病院と私立病院が医療サービスの質について競争しているとき、公立病院の民営化が各病院の質や公立病院の立地に与える影響について分析した研究である。本研究では、私立病院が金銭的な利得を最大化することを目的としているのに対し、公立病院は、金銭的な利得だけではなく、地域全体の患者の効用も考慮して、医療サービスの質と立地を決定すると仮定している。分析の結果、公立病院が立地の変更ができない短期において、公立病院を民営化することによって、全ての病院が質を改善させるが、公立病院の立地が変更できない長期においては、民営化に伴い私立病院の医療サービスの質が改善しうることを示した。また、民営化された公立病院がより郊外に立地する可能性があることを示した。更に、公立病院の民営化が経済厚生を改善しうることを示した。

第3章は、保険者(医療保険運営者)と医師との間に非対称情報が存在する場合の最適な診療報酬について分析した研究である。本研究において、医師は患者のタイプ(重症度)を知ることができるが、保険者はそれを知ることができないものと仮定している。このとき、疾病ごとに異なる固定診療報酬制度(Prospective Payment Policy)と、出来高払い制度(Cost Plus Payment Policy)のいずれかが望ましいのかについて分析した。本研究によれば、出来高払い制度を導入することにより、患者の情報を引き出すための2種類のコスト(軽症患者に対する情報レントと、重症患者に対する費用削減努力の歪み)が発生することを示した。また、外生的な環境の変化が固定診療報酬制度の望ましさがどのように変化するのか分析した。

第4章は、医療用医薬品(使用に際して医師の処方箋を要する医薬品)の広告について分析した研究である。米国では、消費者に対する広告(Direct-to-Consumer Advertisement)に自社製品名を含めることが許容されている(Product DTCA)が、日本ではそれが許容されておらず、疾病に関する啓蒙広告だけが許容されている(Enlightenment DTCA)。本研究では、製薬企業の利潤の観点から、多くの状況でProduct DTCAを規制したほうが望ましいが、消費者(患者)余剰の観点からは、広告に係る費用が大きいとき、Product DTCAを規制したほうが望ましいことを示した。

## [審査結果の要旨]

本論文では、特徴的な性質を持つ医療市場に固有の問題について、ゲーム理論や契約理論といった手法を応用することで理論的な考察を行なっている。2章以降で取り上げられている問題では、いずれも現実の制度を注意深く観察したうえで創造性の高い分析を行っており、医療現場で議論が錯綜している問題に対して見通しの良い政策合意を提示している。これらを総合的に判断して、提出された論文は博士(経済学)として十分に高い価値があると判断できる。